

2018年7月27日

各 位

日興アセットマネジメント株式会社

「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」 繰上償還に係る書面決議の基準日設定公告

当社は、「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」（以下、当ETFといいます。）（証券コード：1549）につき、繰上償還を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なうべく、2018年8月14日を基準日と定めて当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還にかかる書面決議が可決された場合、2018年10月12日に当局への届出を行ない、2018年11月14日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式）」

2. 繰上償還（予定）に関する日程

- 書面決議の対象受益者の確定基準日 : 2018年8月14日（火）
- （受託銀行からの）書面決議に関する書類発送日 : 2018年9月13日（木）
- 議決権行使書面による議決権行使期限 : 2018年9月28日（金）
- 書面決議日 : 2018年10月11日（木）
- 買取請求開始日（予定） : 2018年10月12日（金）
- 買取請求終了日（予定） : 2018年10月31日（水）
- 信託終了日（予定） : 2018年11月14日（水）
- 償還金支払開始日（予定） : 2018年12月21日（金）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

- 「監理銘柄（確認中）」への指定 : 2018年7月27日（金）
- 「整理銘柄」への指定 : 2018年10月11日（木）
- 東京証券取引所における最終売買日 : 2018年11月9日（金）
- 上場廃止日 : 2018年11月12日（月）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

※2ページ目の「5. 書面決議の判定」に記載の通り、本書面決議が取り止めとなる際には、上述のスケジュールが見直しとなる場合があります。

4. 繰上償還（予定）の内容

＜議案：繰上償還＞

当ETFは、インド株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）を通じて、円換算したNifty50指数先物（Nifty50指数を原資産とする、シンガポール証券取引所（以下、SGXといいます。）におけるNifty50指数先物の直近限月の清算値）を対象指標とし、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を、当該対象指標の変動率に一致させることを目指して運用しております。

今年2月、インド国内の証券取引所がインド国外の取引所等に対してこれまで行なってきたインド市場の株価指数に関するライセンス提供を、今後は原則行なわないと発表したことが発端となり、今年4月には、Nifty50指数先物を今年6月上場廃止とする旨の通知をSGXから一旦受領しました。こうした事情から、弊社では、当ETFの信託約款にて予め定めた条件である「Nifty50指数先物に係る取引が廃止された場合」に該当する可能性が高いと判断し、当ETFの受益者の皆様に対する書面決議の手続きを行なうことなく当ETFを信託終了し今年6月に繰上償還させる方針であることを開示しておりましたが、一転して今年5月末に、SGXよりNifty50指数先物の上場廃止時期の延期が発表され、弊社は当ETFの繰上償還に関するスケジュールも見直す方針であることを示したところです。

今後、SGXとインド国内の証券取引所は、インドの裁判所による調停・仲裁を受けながら、Nifty50指数先物の取扱いも含めた施策を打ち出していくことが予想されますが、当ETFの現状の連動対象指標であるNifty50指数先物について現時点で上場廃止を取り止めとする明確な発表はなく、時期こそ未定であれ上場廃止の方向性には変わりはないこと、またインド国内の税制を含めた規制全般や日本からの投資実績などについて総合的に検証を行なった結果、現状の連動対象指標とは別の指標で当ETFの運用継続に適したものが見当たらないことから、弊社では当ETFの運用継続が困難となるやむを得ない事情が発生しているものと判断し、受益者の皆様に対する書面決議の手続きを行なった上で繰上償還させる予定です。

5. 書面決議の判定

議案に関する書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2018年8月14日現在の受益権口数が、2018年8月14日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

なお、書面決議日である2018年10月11日までに、当ETFの信託約款にて予め定めた条件である「Nifty50指数先物に係る取引が廃止された場合」に該当したときは、本書面決議を取り止めた上で、繰上償還させる方針です。この場合、当ETFの信託終了日は、2018年11月14日よりも前倒しとなる可能性があります。

一方で、書面決議日である2018年10月11日までに、当ETFの連動対象指標であるNifty50指数先物に係る取引の継続が確定的であると弊社が判断する場合は、本書面決議を取り止めた上で、当ETFの繰上償還は行なわずに運用を継続する方針です。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第20条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は2018年10月12日から2018年10月31日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2018年8月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および換金請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ETFの取得申込は2018年10月13日以降、受け付けないこととし、また、当ETFの換金請求は2018年11月6日以降、受け付けないことといたします。

8. 付随する約款変更について

議案に関する書面決議が可決された場合、2018年10月13日付で償還金の支払いに関する信託約款の変更を行なう予定です。なお、当該変更は当E T Fの基本的な性格に何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議の対象とはいたしません。

【ご参考：これまでの経緯】

日付	シンガポール・インドでの発生事項	当社の対応
2018年2月	<インド> インド国内の証券取引所は、インド国外の取引所等に対してこれまで行なってきたインド市場の株価指数に関するライセンス提供を、今後は原則行なわないこととする」旨を発表。	
2018年4月24日	<シンガポール> 2月のインドでの発表を受けて、シンガポール証券取引所より、当社は「Nifty50指数先物」を今年6月に上場廃止とする旨の通知を受領。	当E T Fの信託約款第44条第2項において、「Nifty50指数先物に係る取引が廃止された場合、委託者は受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。」といった旨を規定していることから、受益者の皆様に対する書面決議の手続きを行なうことなく当E T Fを信託終了し繰上償還させる可能性がある旨を開示。
2018年5月11日		東京証券取引所との間で、当E T Fの上場廃止に向けた協議を行ない、「監理銘柄(審査中)」への指定を受け、今年6月に上場廃止および繰上償還を行なう予定である旨を開示。
2018年5月30日	<シンガポール> シンガポール証券取引所は、「Nifty50指数先物」について、今年6月の上場廃止は行なわず、今年8月まで上場廃止を延期する予定である旨を発表。	当E T Fの上場廃止および繰上償還に関するスケジュールを見直す旨を開示。
2018年6月16日	<シンガポール> インドの裁判所の仲裁措置として、シンガポール証券取引所は、「Nifty50指数先物」の上場廃止について、今年8月よりもさらに延期して、当面の間、当該取引は継続する旨を発表。	
2018年6月18日		当E T Fの上場廃止および繰上償還に関するスケジュールについて改めて検討する旨を開示。

9. 約款の新旧対照表（案）

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドNifty50先物（インド株式） 約款	第4条 第37条 第38条 第39条
---	-----------------------------

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（信託期間） 第4条 ①この信託の期間は、信託契約締結日から2018年11月14日までとします。</p>	<p>（信託期間） 第4条 ①この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定によりこの信託を終了させる場合があります。</p>
<p>（一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 ①受託者は、一部解約金について第38条第7項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>	<p>（一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） 第37条 ①受託者は、一部解約金について第38条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第38条 ①～②（略）</p> <p>③償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第38条 ①～②（同 左）</p> <p>③償還金は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>（新 設）</p>

<p>⑤第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	<p>④前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者または第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</p>
<p>⑥受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>	<p>⑤受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第1項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>
<p>⑦一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>	<p>⑥一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</p>
<p>⑧前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。</p>	<p>⑦前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行なうものとします。</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効) 第39条 ①受益者が、収益分配金については第38条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第38条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効) 第39条 ①受益者が、収益分配金については第38条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>

以上